## 1 福祉保健部関係分

- (1) 付託事件審査
- ①追加議案第57号 令和2年度光市一般会計補正予算(第4号)〔所管分〕

## 説 明:西村子ども家庭課長 ~別紙

# 質 疑

#### ○河村委員

それでは、ひとり親世帯臨時特別給付金の家計急変と申されましたが、家計急変とは 何を持って判断をされましょうか。

## ○西村子ども家庭課長

収入が減少いたしまして、例えば児童扶養手当と同等の収入に下がった世帯とか、そ ういったものに対しまして今回支給をするということでございます。

#### ○河村委員

それは、どうやって証明するんです。

## ○西村子ども家庭課長

本人からの申告を受けまして、こちらのほうで判断をさせていただくということになります。

#### ○河村委員

その判断方法は。

## ○西村子ども家庭課長

本人の申し出によりまして、直近のコロナウイルスの影響を受けた期間中の最低、一月当たりの給料、給料といいますか賃金といいますか、そちらを基に判断させていただくということであります。

#### ○河村委員

そうすると、何か月か前の給料と現行の給料の明細書みたいなものの提示が要ると、 こう解釈していいですか。

## ○西村子ども家庭課長

そのとおりです、はい。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」